

第40期 業務及び財産の状況に関する説明書類

(2020年7月 1日から
2021年6月30日まで)

公衆縦覧の開始日 2021年8月31日

監査法人名 アーク有限責任監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿 1-23-3

代表者 三 浦 昭 彦

目次

一. 業務の概況	1
1. 監査法人の目的及び沿革	1
(1) 監査法人の目的	1
(2) 監査法人の沿革	1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	1
3. 業務の内容	1
(1) 業務概要	1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	1
(3) 監査証明業務の状況	1
(4) 非監査証明業務の状況	2
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	2
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	2
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	6
(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月	6
(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認	6
5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項	6
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項	6
(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	6
(2) 提携を開始した年月	6
(3) 業務上の提携の内容	6
(4) ネットワーク及びその取り決めの概要	6
二. 社員の概況	7
1. 社員の数	7
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	7
三. 事務所の概況	7
四. 監査法人の組織の概要	8
五. 財産の概況	9
1. 売上高の総額	9
2. 直近の二会計年度の計算書類	9
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	9
4. 供託金の額	9
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	9
六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称	10

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

(2) 監査法人の沿革

1975年4月1日	文京区本郷に聖橋監査法人を設立。
1975年4月1日	大阪市東区に近畿第一監査法人を設立
1982年8月17日	中央区八重洲に明治監査法人を設立。
2004年3月3日	新宿区西新宿にアーク監査法人を設立。
2016年1月4日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更。
2016年7月1日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併。
2019年7月1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を明治アーク監査法人からアーク有限責任監査法人に変更。
2020年7月1日	近畿第一監査法人と合併。現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当社は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期の監査証明業務は、前年度に比して金商法・会社法監査が6社増加、会社法監査が10社増加、学校法人監査が1社増加、その他の法定監査が2社増加いたしました。なお、その他の任意監査は増減がありませんでした。よって、監査対象会社は100社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2021年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	41社	41社
② 金商法監査	1社	1社
③ 会社法監査	27社	1社
④ 学校法人監査	7社	1社
⑤ 労働組合監査	7社	1社
⑥ その他の法定監査	3社	1社
⑦ その他の任意監査	15社	1社
計	100社	43社

(4) 非監査証明業務の状況

当社が実施した非監査業務は、非監査会社に対する財務デュー・デリジェンス業務ほかであります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当社は、投資家保護の目的による適正な財務開示を担保するために、社会的要求に応えるべく、適正な監査を実施することを基本方針としております。

① 経営管理体制

経営管理は理事会で行われております。当社の経営管理体制で不適切な行動が見受けられ、また法令遵守の監視制度が適切に行われていないと認められた場合には、ホームページを通じた通報制度により顧問弁護士に連絡されることになっております。

② 法令遵守に関する措置

監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合に、重大な影響を防止する必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることにしております。

また、法令違反等事実が判明した場合は、遅滞なく理事会等により検討することとしております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 当社の品質管理の方針及び実施体制

A) 当社は、社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、理事長及び理事会構成員は当社の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。また、品質管理のシステムに関する整備及び運用に関する責任は、監査サポート部長（品質管理担当理事）が負っています。

B) 当社は、監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しております。

C) 当社は、「監査における不正リスク対応基準」に準拠し、当社における品質管理に関する方針及び手続を定めています。不正リスクを含む品質管理のシステムに関する責任については、理事長及び理事会構成員が最終的な責任を負っています。

② 職業倫理及び独立性

A) 監査サポート部の品質管理グループは、各監査業務のすべての局面を通じて、各監査チームのメンバーが当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守

するように注意を払っています。

- B) 監査サポート部の品質管理グループが監査業務に関して独立性に違反する状況を識別した場合には、理事会を通じて、監査サポート部長が当該監査責任者及び独立性に違反している当該監査チームに報告することになっています。
- C) 監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載することとしています。
- D) 当社は、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書を社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から入手するとともに、クライアントの株式等及びクライアント関連以外の上場株式等の保有並びに取引を禁止しています。クライアント及びその関係会社以外の有価証券の残高がある場合には、取引の内容及び残高の明細を添付の上、監査サポート部の品質管理グループに保有許可申請をすることとしています。
- E) 当社は、社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から、独立性のチェックリストを年に一度7月に入手しており、各監査チームにおいては監査報告書日現在での独立性の保持の確認を実施しています。
- F) 当社は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、以下の方針及び手続を定めています。
 - i. 大会社等の監査業務については、監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。

また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしています。
 - ii. 公認会計士法上の大会社等の監査業務に関する協議審査員又は上記会社以外の監査業務に関する書面審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないこととしています。
- G) 報酬依存度については、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準を15%としています。

なお、2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じてセーフガードを適用して阻害要因を除去するか、または、その重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしています。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

- A) 監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしています。新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する運営マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに企業及び経営者等の姿勢及び方針の理解、業務内容、契約条件及び業務リスク

(不正リスクを含む。)等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認のもとに行われます。

B) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等には、監査契約先の経営者の誠実性や当社が関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるかどうかが含まれています。

業務リスク等の問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価しますが、原則として受嘱してはならないこととしています。

C) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- i. 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれています。
- ii. 新規の締結時及び更新時はそのリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検証します。

④ 業務の実施

A) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当社は、監査業務の質を合理的に確保するための監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を、品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めています。

また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。

これらのマニュアル等には、監査の実施・査閲等の実施基準が定められています。

B) 不正リスクに対応できるように、監査マニュアル及び監査ツールにおいて不正リスク対応手続きを定めています。

C) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当社は、監査上の諸問題解決に必要であると判断された結果、専門的な見解の問合せを行なう場合があります。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められています。

監査チームは、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、専門的な見解の問い合わせを実施しています。

D) 当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、不正リスク対応基準に従って専門的な見解の問合せを活用した対応を行うこととしております。

E) 審査の方針及び手続

当社のすべての監査業務について、原則として監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」を定めております。

F) 監査業務において不正による重要な虚偽表示リスクがある可能性を認識した場合、専門的な問い合わせにより、審査グループ長が審査体制を強化し、監査サポート部審査グループによるモニタリングを実施しております。

G) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チームは専門的な見解の問合せを行うなどの結果でも、監査チームと監査業務に係る審査員との間で、監査上の判断の相違が生じたときには、「審査規程」及び「審査マニュアル」に記載された方法及び手続に従って解決を図っております。

H) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当社は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査マニュアル」において定めております。

監査調書は、システムの、物理的にアクセスが管理されており、10年間保存された後に監査サポート部品質管理グループ長の監督下において廃棄されています。

⑤ 専門要員の採用、教育・訓練及び人事評価

A) 当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

B) 当社は、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。

教育・訓練に関する研修計画は、監査サポート部長である研修担当理事が研修委員会の立案により理事会に上程し、審議を経てこれを実施しています。

なお、会員たる公認会計士は、日本公認会計士協会の実施する継続的専門研修（CPE）の履修状況を管理しており、年間40単位を満たしていない者は、監査に従事させないこととしています。

C) 当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に備えて、監査チームが監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を発揮できるように社内研修により不正に関する教育・研修の適切な機会を提供しております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当社は特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を25%以下としております。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2020年12月(通常レビュー及び特別レビュー)

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当社の理事長三浦昭彦は、当社の第40期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Kreston International Ltd

- (2) 提携を開始した年月

2015年10月

- (3) 業務上の提携の内容

メンバーファームとして、当社のクライアントの海外子会社のうち重要な構成単位に対する監査依頼を中心とした業務提携

- (4) ネットワーク及びその取り決めの概要

Kreston International Ltdのメンバーファームとして、レターヘッドや名刺に表記することが許可されるとともに、ロゴマークの使用も許可されています。

ただし、Kreston International Ltdの監査メソロジ等の使用は強制されていません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
36人	1人	37人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	理事会規程による意思決定事項	6人	一人	6人
社員会	社員会規程による意思決定事項	36人	1人	37人

(注) 理事会の構成員は代表社員であり、社員会の構成員でもあります。

三. 事務所の概況

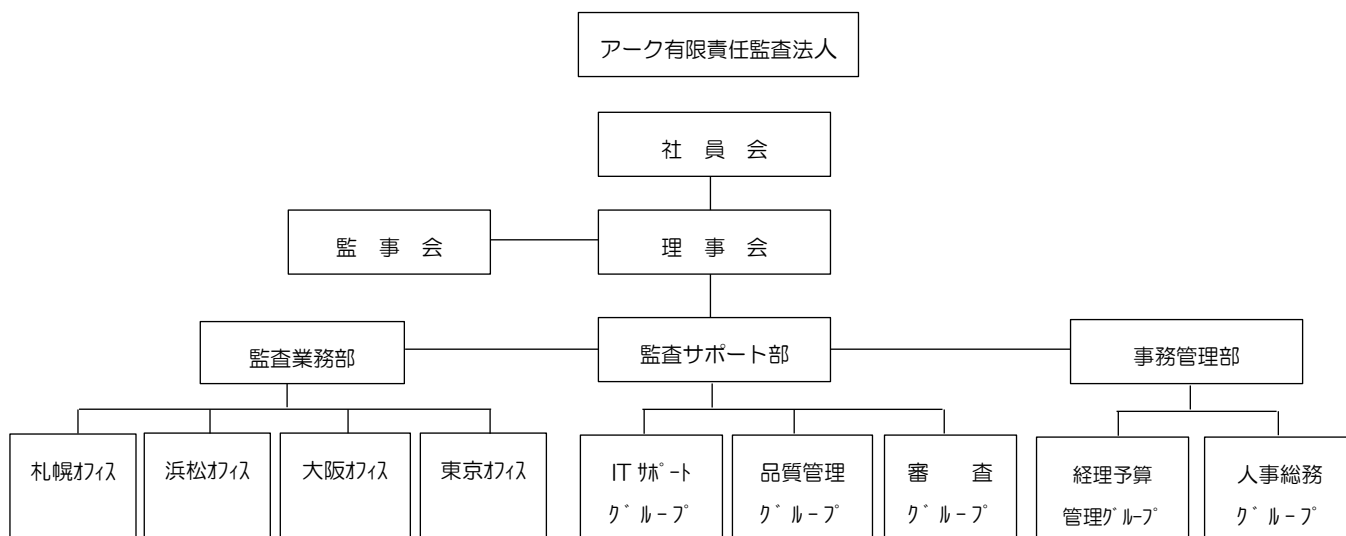
名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数						計
		社員		使用人の数				
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認会計 士試験 合格者等	監査補助 アシスタ ント等	その他の 事務職員 等	
(主) 東京オフィス	東京都新宿区 西新宿一丁目 23番3号	29人	1人	32人 (16人)	27人 (1人)	15人	9人 (1人)	113人 (18人)
(従) 浜松オフィス	静岡県浜松市 中区鍛冶町 140番地	1人	-	1人 (3人)	1人	1人	-	4人 (3人)
(従) 札幌オフィス	北海道札幌市 中央区大通西 十丁目4番地	1人	-	- (4人)	-	-	-	1人 (4人)
(従) 大阪オフィス	大阪府大阪市 中央区谷町一 丁目2番6号	5人	-	1人 (4人)	4人	-	2人	12人 (4人)
計		36人	1人	34人 (27人)	32人 (1人)	16人	11人 (1人)	130人 (29人)

(注) 括弧書きは、非常勤職員で外数であります。

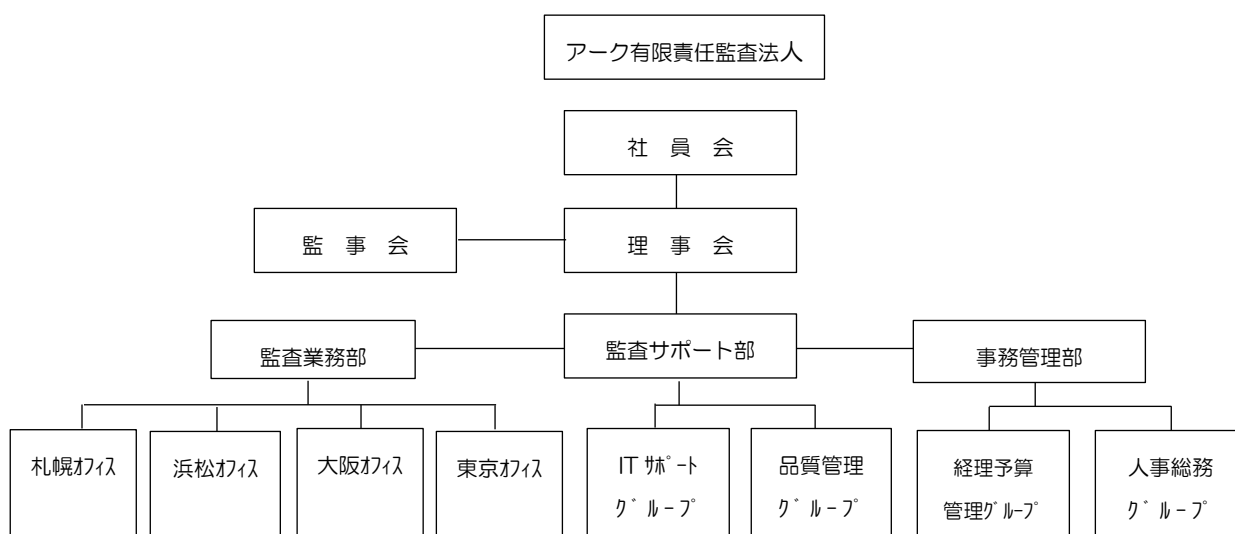
四. 監査法人の組織の概要

組織図

2021年6月30日現在



(参考) 2021年7月1日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第39期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	第40期 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)
売上高		
監査証明業務	1,342,664	1,624,837
非監査証明業務	92,455	42,000
合 計	1,435,119	1,666,837

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりであります。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付のとおりであります。

4. 供託金の額

項 目	金 額
公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	74,000千円
供託所へ供託した供託金の額	80,000千円

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

- (1) 丸善CHIホールディングス株式会社
- (2) 株式会社エコス
- (3) 株式会社アルメディオ
- (4) 株式会社宇野澤組鐵工所
- (5) 科研製薬株式会社
- (6) 株式会社河合楽器製作所
- (7) 株式会社小糸製作所
- (8) 株式会社重松製作所
- (9) 大日本印刷株式会社
- (10) 滝沢ハム株式会社
- (11) 株式会社東光高岳
- (12) 東京日産コンピュータシステム株式会社
- (13) ニチモウ株式会社
- (14) 日産東京販売ホールディングス株式会社
- (15) 日本電計株式会社
- (16) 日本ピグメント株式会社
- (17) 株式会社フジトミ
- (18) 株式会社ホロン
- (19) 株式会社ヤマザキ
- (20) ロンシール工業株式会社
- (21) 株式会社パピレス
- (22) 株式会社ナカヨ
- (23) 株式会社ディー・エム・エス
- (24) 株式会社光陽社
- (25) タケダ機械株式会社
- (26) アトムリビンテック株式会社
- (27) 株式会社ファーストロジック
- (28) 株式会社ティムコ
- (29) 株式会社パイロットコーポレーション
- (30) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
- (31) 岡部株式会社
- (32) 株式会社ナイガイ
- (33) タカラスタANDARD株式会社
- (34) 株式会社アサヒペン
- (35) リズム株式会社
- (36) ナラサキ産業株式会社
- (37) 株式会社ニッピ
- (38) 株式会社チノー
- (39) 株式会社桜井製作所
- (40) 株式会社アビスト
- (41) 株式会社ティビィシィ・スキヤット
- (42) 株式会社毎日新聞社
- (43) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

<別添>

第40期

計算書類

〔 2020年7月 1日から
2021年6月30日まで 〕

アーク有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：千円)

科目	前会計年度	当会計年度	科目	前会計年度	当会計年度
	(2020年6月30日)	(2021年6月30日)		(2020年6月30日)	(2021年6月30日)
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	426,334	397,541	流動負債	310,708	283,434
現金及び預金	338,729	304,572	一年内返済予定長期借入金	28,008	28,008
業務未収入金	14,924	27,121	未払金	64,739	33,461
未成業務支出金	64,383	55,546	未払費用	—	1,200
前払費用	6,161	6,958	未払法人税等	427	767
その他流動資産	2,235	3,542	未払消費税等	38,924	39,075
貸倒引当金	△100	△200	未成業務前受金	139,183	131,666
固定資産	152,774	151,100	預り金	32,726	41,256
有形固定資産	43,940	36,498	賞与引当金	6,700	8,000
建物附属設備	20,950	19,853	固定負債	173,599	140,797
器具及び備品	19,510	16,644	長期借入金	125,644	97,636
建設仮勘定	3,478	—	長期未払金	17,653	14,260
無形固定資産	11,687	9,121	職員退職給付引当金	30,302	28,901
ソフトウェア	11,445	8,879	負債合計	484,307	424,231
その他	241	241	【純資産の部】		
投資その他の資産	97,146	105,481	社員資本	94,801	124,409
出資金	10	10	資本金	50,000	50,000
敷金及び保証金	13,010	13,026	資本剰余金	36,331	44,883
長期前払費用	1,959	2,267	資本準備金	29,000	36,000
長期預け金	64,000	80,000	その他資本剰余金	7,331	8,883
繰延税金資産	18,166	10,177	利益剰余金	8,469	29,526
			その他利益剰余金	8,469	29,526
			繰越利益剰余金	8,469	29,526
			純資産合計	94,801	124,409
資産合計	579,108	548,641	負債及び純資産合計	579,108	548,641

損益計算書

(単位：千円)

科目	前会計年度 〔 2019年7月1日から 2020年6月30日まで 〕		当会計年度 〔 2020年7月1日から 2021年6月30日まで 〕	
	業務収入		1,435,119	
業務費用				
人件費	1,194,489		1,368,298	
賃貸施設関連費用	53,466		78,857	
研修関連費用	13,054		12,699	
IT及び通信費	45,349		62,320	
その他業務費用	116,660		104,107	
合計	1,423,020		1,626,283	
期首未成業務支出金	62,782		64,383	
期末未成業務支出金	△64,383	1,421,420	△55,546	1,635,119
営業利益		13,699		31,717
営業外収益				
受取利息	10		8	
その他営業外収益	123	134	109	118
営業外費用				
支払利息	1,842		1,596	
その他営業外費用	329	2,172	321	1,918
経常利益		11,661		29,918
特別損失				
固定資産除去損	5,790	5,790	105	105
税引前当期純利益		5,870		29,813
法人税、住民税及び事業税		427		767
法人税等調整額		2,521		7,989
当期純利益		2,921		21,056

社員資本等変動計算書

前会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本						社 員 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	50,000	30,000	7,331	37,331	5,547	5,547	92,879	92,879
当期変動額								
社員出資金増加	—	20,000	—	20,000	—	—	20,000	20,000
社員出資金減少	—	21,000	—	21,000	—	—	21,000	21,000
当期純利益	—	—	—	—	2,921	2,921	2,921	2,921
当期変動額合計	—	△1,000	—	—	2,921	2,921	2,921	2,921
当期末残高	50,000	29,000	7,331	36,331	8,469	8,469	94,801	94,801

当会計年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本						社 員 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	50,000	29,000	7,331	36,331	8,469	8,469	94,801	94,801
当期変動額								
合併による増加	—	11,000	1,551	12,551	—	—	12,551	12,551
社員出資金増加	—	10,000	—	10,000	—	—	10,000	10,000
社員出資金減少	—	14,000	—	14,000	—	—	14,000	14,000
当期純利益	—	—	—	—	21,056	21,056	21,056	21,056
当期変動額合計	—	7,000	1,551	8,551	21,056	21,056	29,608	29,608
当期末残高	50,000	36,000	8,883	44,883	29,526	29,526	124,409	124,409

注記表

前会計年度 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	当会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)
当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。	当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法	1. 資産の評価基準及び評価方法
(1) 出資金は移動平均法に基づく原価法によっております。	同左
(2) 未成業務支出金は個別法による原価法によっております。	
2. 固定資産の減価償却の方法	2. 固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産・・・定率法 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	(1) 有形固定資産 同左 同左
(2) 無形固定資産・・・定額法 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア(社内利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左 同左
3. 引当金の計上基準	3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度負担額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
(3) 職員退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、当会計年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)に基づき計上しております。	(3) 職員退職給付引当金 同左
4. 収益及び費用の計上基準	4. 収益及び費用の計上基準
(1) 監査収入・・・監査契約に基づく監査報告書提出基準	(1) 監査収入 同左
(2) その他収入・・・契約書に基づく役務提供完了基準	(2) その他収入 同左

<p style="text-align: center;">前会計年度 〔2019年7月1日から 2020年6月30日まで〕</p>	<p style="text-align: center;">当会計年度 〔2020年7月1日から 2021年6月30日まで〕</p>								
<p>5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。</p> <p>II. 未適用の会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会) ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会) <p>1. 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準である。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <p>ステップ1: 顧客との契約を識別する。</p> <p>ステップ2: 契約における履行義務を認識する。</p> <p>ステップ3: 取引価格を算定する。</p> <p>ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。</p> <p>ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>2. 適用予定</p> <p>2022年6月期の期首から適用する予定です。</p> <p>3. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は軽微であると想定しています。</p> <p>III. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>25,851千円</p> <p>IV. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監査収入</td> <td style="text-align: right;">1,342,664千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他収入</td> <td style="text-align: right;">92,455千円</td> </tr> </table>	監査収入	1,342,664千円	その他収入	92,455千円	<p>5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>II. 未適用の会計基準等</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>1. 概要</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>2. 適用予定</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>3. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額については現時点で評価中であります。</p> <p>II. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>37,198千円</p> <p>III. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監査収入</td> <td style="text-align: right;">1,624,837千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他収入</td> <td style="text-align: right;">42,000千円</td> </tr> </table>	監査収入	1,624,837千円	その他収入	42,000千円
監査収入	1,342,664千円								
その他収入	92,455千円								
監査収入	1,624,837千円								
その他収入	42,000千円								

前会計年度 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	当会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)																																																																																																																																																																										
<p>V. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生 の主な原因</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">9,123</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">職員退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">6,453</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">長期未払金</td><td style="text-align: right;">5,931</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">賞与引当金</td><td style="text-align: right;">2,251</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">資産除去債務</td><td style="text-align: right;">5,761</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他</td><td style="text-align: right;">3,182</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">32,703</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">税務上の繰越欠損金に係る</td><td style="text-align: right;">3,983</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">将来減算一時差異等の合計</td><td style="text-align: right;">10,553</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">に係る評価性引当額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">14,536</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">18,166</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1 年 以 内</th> <th rowspan="2">1 年 超 2 年 以 内</th> <th rowspan="2">2 年 超 3 年 以 内</th> <th rowspan="2">3 年 超 4 年 以 内</th> <th rowspan="2">4 年 超 5 年 以 内</th> <th rowspan="2">5 年 超</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1 年 超 2 年 以 内</th> <th>2 年 超 3 年 以 内</th> <th>3 年 超 4 年 以 内</th> <th>4 年 超 5 年 以 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の法人税 繰越欠損金 (a)</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3,579</td><td>3,579</td> </tr> <tr> <td>税務上の地方税 繰越欠損金 (a)</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3,608</td><td>1,935</td><td>5,544</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>△2,047</td><td>△1,935</td><td>△3,983</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1,560</td><td>3,579</td><td>5,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 税務上の繰越欠損金は、それぞれの法定実効税率を乗じた額であります。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.6 %</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	9,123	千円	職員退職給付引当金	6,453		長期未払金	5,931		賞与引当金	2,251		資産除去債務	5,761		その他	3,182		繰延税金資産小計	32,703		税務上の繰越欠損金に係る	3,983		評価性引当額			将来減算一時差異等の合計	10,553		に係る評価性引当額			評価性引当額小計	14,536		繰延税金資産合計	18,166			1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超	合計	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	税務上の法人税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	3,579	3,579	税務上の地方税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	3,608	1,935	5,544	評価性引当額	-	-	-	-	△2,047	△1,935	△3,983	繰延税金資産	-	-	-	-	1,560	3,579	5,140	法定実効税率	33.6 %	<p>IV. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生 の主な原因</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">11,125</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">職員退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">8,020</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">長期未払金</td><td style="text-align: right;">4,791</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">賞与引当金</td><td style="text-align: right;">3,091</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">資産除去債務</td><td style="text-align: right;">6,573</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他</td><td style="text-align: right;">3,583</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">37,185</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">税務上の繰越欠損金に係る</td><td style="text-align: right;">7,957</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">将来減算一時差異等の合計</td><td style="text-align: right;">19,050</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">に係る評価性引当額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">27,008</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">10,177</td><td></td></tr> </table> <p>(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1 年 以 内</th> <th rowspan="2">1 年 超 2 年 以 内</th> <th rowspan="2">2 年 超 3 年 以 内</th> <th rowspan="2">3 年 超 4 年 以 内</th> <th rowspan="2">4 年 超 5 年 以 内</th> <th rowspan="2">5 年 超</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1 年 超 2 年 以 内</th> <th>2 年 超 3 年 以 内</th> <th>3 年 超 4 年 以 内</th> <th>4 年 超 5 年 以 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の法人税 繰越欠損金 (a)</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>4,973</td><td>4,973</td> </tr> <tr> <td>税務上の地方税 繰越欠損金 (a)</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1,501</td><td>-</td><td>4,650</td><td>6,151</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>△540</td><td>-</td><td>△7,417</td><td>△7,957</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>961</td><td>-</td><td>2,205</td><td>3,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 税務上の繰越欠損金は、それぞれの法定実効税率を乗じた額であります。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.6 %</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	11,125	千円	職員退職給付引当金	8,020		長期未払金	4,791		賞与引当金	3,091		資産除去債務	6,573		その他	3,583		繰延税金資産小計	37,185		税務上の繰越欠損金に係る	7,957		評価性引当額			将来減算一時差異等の合計	19,050		に係る評価性引当額			評価性引当額小計	27,008		繰延税金資産合計	10,177			1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超	合計	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	税務上の法人税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	4,973	4,973	税務上の地方税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	1,501	-	4,650	6,151	評価性引当額	-	-	-	△540	-	△7,417	△7,957	繰延税金資産	-	-	-	961	-	2,205	3,167	法定実効税率	33.6 %
税務上の繰越欠損金	9,123	千円																																																																																																																																																																									
職員退職給付引当金	6,453																																																																																																																																																																										
長期未払金	5,931																																																																																																																																																																										
賞与引当金	2,251																																																																																																																																																																										
資産除去債務	5,761																																																																																																																																																																										
その他	3,182																																																																																																																																																																										
繰延税金資産小計	32,703																																																																																																																																																																										
税務上の繰越欠損金に係る	3,983																																																																																																																																																																										
評価性引当額																																																																																																																																																																											
将来減算一時差異等の合計	10,553																																																																																																																																																																										
に係る評価性引当額																																																																																																																																																																											
評価性引当額小計	14,536																																																																																																																																																																										
繰延税金資産合計	18,166																																																																																																																																																																										
	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超	合計																																																																																																																																																																				
								1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内																																																																																																																																																																
税務上の法人税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	3,579	3,579																																																																																																																																																																				
税務上の地方税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	3,608	1,935	5,544																																																																																																																																																																				
評価性引当額	-	-	-	-	△2,047	△1,935	△3,983																																																																																																																																																																				
繰延税金資産	-	-	-	-	1,560	3,579	5,140																																																																																																																																																																				
法定実効税率	33.6 %																																																																																																																																																																										
税務上の繰越欠損金	11,125	千円																																																																																																																																																																									
職員退職給付引当金	8,020																																																																																																																																																																										
長期未払金	4,791																																																																																																																																																																										
賞与引当金	3,091																																																																																																																																																																										
資産除去債務	6,573																																																																																																																																																																										
その他	3,583																																																																																																																																																																										
繰延税金資産小計	37,185																																																																																																																																																																										
税務上の繰越欠損金に係る	7,957																																																																																																																																																																										
評価性引当額																																																																																																																																																																											
将来減算一時差異等の合計	19,050																																																																																																																																																																										
に係る評価性引当額																																																																																																																																																																											
評価性引当額小計	27,008																																																																																																																																																																										
繰延税金資産合計	10,177																																																																																																																																																																										
	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超	合計																																																																																																																																																																				
								1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内																																																																																																																																																																
税務上の法人税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	4,973	4,973																																																																																																																																																																				
税務上の地方税 繰越欠損金 (a)	-	-	-	1,501	-	4,650	6,151																																																																																																																																																																				
評価性引当額	-	-	-	△540	-	△7,417	△7,957																																																																																																																																																																				
繰延税金資産	-	-	-	961	-	2,205	3,167																																																																																																																																																																				
法定実効税率	33.6 %																																																																																																																																																																										

<p style="text-align: center;">前会計年度 〔2019年7月1日から 2020年6月30日まで〕</p>	<p style="text-align: center;">当会計年度 〔2020年7月1日から 2021年6月30日まで〕</p>														
<p>(調整)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">7.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">9.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right;">50.2</td> </tr> </table>	住民税均等割額	7.3	評価性引当額	9.3	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	50.2	<p>(調整)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">2.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合併による繰越欠損 金の使用等</td> <td style="text-align: right;">△48.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">41.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等 の負担率</td> <td style="text-align: right;">29.3</td> </tr> </table>	住民税均等割額	2.5	合併による繰越欠損 金の使用等	△48.6	評価性引当額	41.8	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	29.3
住民税均等割額	7.3														
評価性引当額	9.3														
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	50.2														
住民税均等割額	2.5														
合併による繰越欠損 金の使用等	△48.6														
評価性引当額	41.8														
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	29.3														
<p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、公認会計士法第2条第1項に関する業務を行うための事業計画に照らして、必要と認められる資金を銀行借入金により調達しております。一時的な余剰資金は金融資産の運用は行わない方針であります。</p> <p>また、当社が保有している出資金は公認会計士協同組合への1口のみであり、組合以外に有価証券の取得はしない方針であります。さらに、長期預け金は当社が有限責任監査法人のため、法務局へ差し入れている供託金であります。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>営業債権である業務未収入金は、クライアントの信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、その大半が1か月程度の支払期日ですが、銀行からの借入金は長期の約定による返済であります。その他長期未払金は、3名の社員に対する退職金として2016年に決定されているものでありますが、その他の社員に対しては社員退職金の制度がないため、支払い予定はありません。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当社は信用リスクの程度を監査契約時等に検討しており、契約書に基づく債権管理を行っております。また、銀行からの借入に際しては、金融市場動向を注視しつつ契約を行っており、デリバティブ契約は行わない方針であります。</p>	<p>V. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>営業債権である業務未収入金は、クライアントの信用リスクにさらされています。また、営業債務である未払金は、その大半が1か月程度の支払期日ですが、銀行からの借入金は長期の約定による返済であります。その他長期未払金は、2名の社員に対する退職金として2016年に決定されているものでありますが、その他の社員に対しては社員退職金の制度がないため、支払い予定はありません。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p style="text-align: right;">同左</p>														

前会計年度 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)				当会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)
2. 金融商品の時価等に関する事項 2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。 (単位：千円)
貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額		
(1)現金及び預金	338,729	338,729	-	(1)現金及び預金
(2)業務未収入金	14,924	14,924	-	(2)業務未収入金
貸倒引当金(※2)	△100	△100	-	貸倒引当金(※2)
(3)未払金	(64,739)	(64,739)	-	(3)未払金
(4)一年内返済予定長期 借入金及び長期借入金	(153,652)	(153,652)	-	(4)一年内返済予定長期 借入金及び長期借入金
(5)長期未払金	(17,653)	(17,569)	△83	(5)長期未払金
(※1)負債に計上されているものについては括弧書きで示しております。				(※1)負債に計上されているものについては括弧書きで示しております。
(※2)一般貸倒引当金を控除しております。				(※2)一般貸倒引当金を控除しております。
(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項				(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
<u>資 産</u>				<u>資 産</u>
(1) 現金及び預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該価額によっております。				(1) 現金及び預金 同左
(2) 業務未収入金 営業未収入金はクライアントの信用状態が契約後大きく異なっていない限り、回収可能期間等から、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。				(2) 業務未収入金 同左
<u>負 債</u>				<u>負 債</u>
(3) 未払金 未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。				(3) 未払金 同左
(4) 一年内返済予定長期借入金及び長期借入金 長期借入金については変動金利で調達しており、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。				(4) 一年内返済予定長期借入金及び長期借入金 同左
(5) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、支払予定時期に基づき国債の				(5) 長期未払金 同左

前会計年度 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	当会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)																												
<p>利率で割り引いた現在価値によっております。</p> <p>(注) 2 出資金(貸借対照表計上額 10 千円)、敷金及び保証金(同 13,010 千円)並びに長期預け金(同 64,000 千円)は時価を把握することが極めて困難であると考 えられますので、上記の表には含めておりません。</p> <p>(注) 3 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td>28,008</td> <td>28,008</td> <td>28,008</td> <td>25,008</td> <td>13,008</td> <td>31,612</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	長期借入金	28,008	28,008	28,008	25,008	13,008	31,612	<p>(注) 2 出資金(貸借対照表計上額 10 千円)、敷金及び保証金(同 13,026 千円)並びに長期預け金(同 80,000 千円)は時価を把握することが極めて困難であると考 えられますので、上記の表には含めておりません。</p> <p>(注) 3 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td>28,008</td> <td>28,008</td> <td>25,008</td> <td>13,008</td> <td>10,008</td> <td>21,604</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	長期借入金	28,008	28,008	25,008	13,008	10,008	21,604
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																							
長期借入金	28,008	28,008	28,008	25,008	13,008	31,612																							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																							
長期借入金	28,008	28,008	25,008	13,008	10,008	21,604																							
<p>VII. その他</p> <p>記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してあります。</p>	<p>VI. その他</p> <p>1. 企業結合等に関する注記</p> <p>(1) 取引の概要</p> <p>当社、アーク有限責任監査法人及び近畿第一監査法人は、2020年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、近畿第一監査法人を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。</p> <p>(2) 取引の目的</p> <p>浜松、札幌に続き大阪にもオフィスを持つことにより、クライアントの地方展開に対応し監査コストの増加を抑えること、また、統一化された監査手法を全国的な規模で提供することにより、監査法人としてこれまで以上に信頼を得ることを目的としています。</p> <p>(3) 共同支配企業の形成と判定した理由</p> <p>この企業結合に際して支払われた対価はすべて社員出資金であります。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在しておりません。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定しました。</p> <p>(4) 実施した会計処理の概要</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共同支配企業の形成として処理しております。</p> <p>2. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してあります。</p>																												

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物附属設備	10,879	15,428	4,723	633	20,950	2,100	23,051
	器具及び備品	15,436	8,775	0	4,700	19,510	25,851	45,361
	建設仮勘定	—	3,478	—	—	3,478	—	—
	計	26,315	27,682	4,723	5,334	43,940	27,951	68,412
無形固定資産	ソフトウェア	12,187	3,083	—	3,824	11,445	/	/
	ソフトウェア 仮勘定	—	68	68	—	—		
	その他	241	—	—	—	241		
	計	12,429	3,151	68	3,824	11,687		

当会計年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物附属設備	20,950	706	—	1,803	19,853	4,157	24,011
	器具及び備品	19,510	4,324	—	7,189	16,644	33,040	49,685
	建設仮勘定	3,478	—	3,478	—	—	—	—
	計	43,940	5,030	3,478	8,993	36,498	37,198	73,696
無形固定資産	ソフトウェア	11,445	1,700	105	4,161	8,879	/	/
	ソフトウェア 仮勘定	—	—	—	—	—		
	その他	241	—	—	—	241		
	計	11,687	1,700	105	4,161	9,121		

(2) 引当金の明細

前会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	200	100	—	200	100
賞与引当金	5,800	6,700	5,800	—	6,700
職員退職給付引当金	31,464	8,695	9,857	—	30,302

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

当会計年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	100	200	—	100	200
賞与引当金	6,700	8,235	6,935	—	8,000
職員退職給付引当金	30,302	8,415	9,816	—	28,901

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

(3) 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	前会計年度 〔 2019年7月 1日から 2020年6月30日まで 〕		当会計年度 〔 2020年7月 1日から 2021年6月30日まで 〕	
	人件費			
報酬給与	935,094		1,052,837	
従業員賞与	74,817		85,532	
賞与引当金繰入額	6,700		8,000	
退職給付費用	8,695		9,121	
法定福利費	117,356		133,511	
福利厚生費	18,298		24,634	
採用活動費	8,072		9,686	
出向者負担金受入額	△9,282		△15,339	
その他人件費	34,738	1,194,489	60,314	1,368,298
賃貸施設関連費用				
賃借料	44,726		64,736	
減価償却費	5,334		8,993	
敷金償却費	1,633		2,415	
その他施設関連費用	1,772	53,466	2,711	78,857
研修関連費用				
研修費	5,528		5,809	
その他研修関連費用	7,526	13,054	6,889	12,699
IT及び通信費				
情報システム関連費用	25,276		30,196	
通信費	16,247		27,962	
減価償却費	3,824	45,349	4,161	62,320
その他業務費用				
運賃保管料	6,652		6,034	
広告宣伝費	4,694		2,184	
旅費交通費	35,187		32,272	
消耗品費	12,625		3,757	
事務用品費	7,201		7,083	
保険料	2,027		2,256	
支払手数料	5,638		8,739	
諸会費	23,704		23,709	
業務委託費	9,343		12,105	
その他	9,584	116,660	5,963	104,107
合計		1,423,020		1,626,283

独立監査人の監査報告書

2021年8月20日

アーク有限責任監査法人
理事長 三浦 昭彦 様

児玉公認会計士事務所
東京都新宿区

公認会計士 児玉 修 ㊞

監査意見

私は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、アーク有限責任監査法人の2020年7月1日から2021年6月30日までの第40期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監

査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

利害関係

アーク有限責任監査法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上